

東建コーポレーション本社(中区丸の内)を訪問 精神障害者入居差別条項撤廃の要望書を提出

5 月 20 日 (木)、山田 (ADF 前事務局長・AJU 代表) 堀場 (名家連会長・ADF 事務局) 遠藤 (ADF 事務局長) の 3 名で愛知障害フォーラム (ADF) の「賃貸契約書における精神障害者の入居差別条項の撤廃の要望書」を提出し、要望事項に対する回答を求めた。報道機関から「毎日新聞」「読売新聞」の記者が取材に訪れた。



問題発覚の経緯

大阪八尾市で精神障害者手帳を有する夫と身体障害者手帳を有し、電動車いすを使用している妻のご夫婦が、住宅老朽化のため立ち退きを迫られ、ようやく見つけた住宅の賃貸借契約書の条項を見て入居後のことを心配・危惧し、CSW に相談した。その後、八尾市人権委員会等を通じ、八尾市人権政策課、大阪府人権室、国土交通省総合政策局不動産課に連絡。大阪府・八尾市及び国交省中部整備局建政部建築産業課が会社に対する事情聴取を行ってきた。

賃貸契約書の問題点

賃貸借契約書第 16 条 (禁止事項と無催告解除) の⑯で「乙、同居人、及び関係者で精神障害者、又はそれに類似する行為が発生し、他の入居者、又は関係者に対して財産的、精神的迷惑をかけた時」に該当すると認められた時「何の催告、その他の手続きを要せず、直ちに本契約を解除し、明け渡しを請求することができる」とされています。



精神障害者は「財産的、精神的迷惑をかける」ことを前提としており、精神障害者に対する偏見、無理解に基づく「入居差別」「直接差別」が公然とまかり通っていたのです。精神障害者の地域移行、地域生活支援が遅々として進まない最大の要因が炙り出されたこととなります。

差別条項は削除されました！

席上、東建側は「条項は削除しました」「契約書の作成に際しては、悪意があって作成したのではなく、障害に対して無知であったと反省している」「申し入れ事項については 2～3 日中に回答の時期を連絡する」としています。

要望事項

1. 条項の速やかな撤廃及び関係機関への周知徹底
2. 既に契約済みの物件に関しては、契約書の速やかな変更
3. 契約書変更の際は、障害者団体の意見を聞くこと

